

様式第2号別表1

令和6年度 サービス提供計画（令和6年4月1日 ～ 令和7年3月31日）

事務所開設日 （開設する曜日に○を付けてください。）		☐ 月	☐ 火	☐ 水	☐ 木	☐ 金	☐ 土	☐ 日	実施団体名 （安学区社会福祉協議会）			
事務所開設時間 （毎週開設しない場合は、第×曜日など補記してください。）		9時00分 から12時00分 まで										
サービス内容									実施の有無 （○又は×を記載）	1回当たりの 提供時間 （●分まで）	1回当たりの提供 時間に係る 提供料金（円）	
第1号サービス	① 掃除（居室内やトイレ・卓上等の清掃、ゴミ出し）								○	120分	500/60分	
	②洗濯（洗濯機又は手洗いによる洗濯、洗濯物の乾燥・取り入れ・収納、アイロンがけ）								×			
	③ベッドメイク（利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等）								×			
	④衣類の整理・被服の補修 （夏・冬物等の入れ替え等、ボタン付け、破れの補修等）								×			
	⑤一般的な調理、配下膳（配膳、後片付けのみ、一般的な調理）								×			
	⑥買い物・薬の受け取り （日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）、薬の受け取り）								○	120分	500/60分	
第2号サービス	⑦草むしり、花木の水やり、植木の剪定等の園芸								○	120分	500/60分	
	⑧犬の散歩等ペットの世話								×			
	⑨家具・電気器具等の組み立て・移動・修繕・模様替え								○	120分	500/60分	
	⑩大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ								○	120分	500/60分	
	⑪室内外家屋の修理、ペンキ塗り								○	120分	500/60分	
	⑫正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理								×			
	⑬書類・郵便物等の確認、手続きの助言								○	120分	500/60分	
	⑭新聞、書類等の代読、パソコン操作								○	120分	500/60分	
	⑮散歩・買い物等外出時の付き添い								○	120分	500/60分	
	⑯無償により自家用車を使用して行う送迎								×			
⑰3号サービス	（ ）											
	（ ）											
	（ ）											
活動にかかる 実費徴収金	第1号・2号サービスとも60分につき500円の利用率とする。複数人に対応する場合は500円×人数分の利用率とする。実費は利用者負担。 買い物代行時、自家用車の場合、ガソリン代は学区内（5km以内）100円、学区外（5km以上）200円とする。 会員所有の自家用車、軽トラック等を使用して、剪定ゴミ、大型ごみを搬出する場合、運搬費を依頼者から別途徴収する。安佐南区環境事業所への持ち込みの場合は1回 3,000 円とする。											